大分県地域活力づくり総合補助金実施要領

大分県地域活力づくり総合補助金の運用にあたっては、大分県地域活力づくり総合補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)によるほか、この実施要領に従って取り扱うものとする。

1 目的

この補助金は、地域の活性化を図るため、地域の様々な主体の行う地域活性化に向けた取り組みを支援することを目的とする。

2 支援の種類

以下の3種類とする。

- (1) チャレンジ支援枠
- (2) 地域創生枠
- (3) 空き家ビジネス活用支援枠

3 支援の内容

各支援枠の補助内容等については以下のとおりとする。

【チャレンジ支援枠】

(1)目的

地域の活性化に向けた取り組みの円滑な実施を図るため、あらかじめ行われる調査研究や試験的な実施等の取り組みを支援し、もって地域活性化の推進に寄与することを目的とする。

(2) 事業対象者

ア 上記の目的に合致する取り組みを行う者とし、法人格の有無、組織形態は問わず、特定非 営利活動法人、株式会社、有限会社、組合法人、任意団体等のいずれも対象とする。

イ ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。

(ア) 地方公共団体

- (イ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- (ウ)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体

(3) 事業の内容

ア 別表に定める地域を活性化するための取り組みを前提としたものであり、当該取り組みの 円滑な実施に向けた事業計画のブラッシュアップ(磨き上げ)、事業実施のための体制づく り、効果的な事業実施方法の検討及び事業の試験的な実施等を行う調査研究事業や試行事業 とする。

イ ただし、事業を行うにあたって不適当、不適切と認められるものについては、対象外として 取り扱うものとする。例示をすれば次のような内容のものである。

(ア) 温泉試掘

- (イ) 事業目的を勘案して、不必要に遠距離、高額と認められる視察等
- (ウ) 介護保険等の公的な制度で事業の運営費が賄われるもの等
- ウ チャレンジ支援枠の補助対象となった事業についても、同一年度において大分県地域活力

づくり総合補助金に規定する他の支援枠の対象とする。

【地域創生枠】

(1) 目的

地域の活性化を図るため、地域の様々な主体の行う地域活性化に向けた取り組みを支援することを目的とする。

(2) 事業対象者

ア この事業において対象となる者は、上記の目的に合致する取り組みを行う者とし、法人格 の有無、組織形態は問わず、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社、組合法人、任意団 体及び市町村等のいずれも対象とする。

イただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。

- (ア) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- (ウ)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体

(3) 事業の内容

ア 対象となる事業は、別表に定める真に地域活性化につながる事業とする。ただし、事業を行 うにあたって不適当、不適切と認められるものについては、対象外として取り扱うものとす る。例示をすれば次のような内容のものである。

(ア) 温泉試掘

- (イ) 事業目的を勘案して、不必要に遠距離、高額と認められる視察等
- (ウ) 介護保険等の公的な制度で事業の運営費が賄われるもの等
- イ 複数年支援を求める事業については、別に定める大分県地域活力づくり総合補助金に係る 複数年支援取扱要領により取り扱うものとする。

【空き家ビジネス活用支援枠】

(1)目的

空き家の利活用による地域の活性化を図るため、地域の様々な主体が行うビジネス化の取り組みを支援することを目的とする。

(2) 事業対象者

ア この事業において対象となる者は、上記の目的に合致する取り組みを行う者とし、個人、 法人、任意団体など様々な主体を対象とする。

イ ただし、次のいずれかに該当する団体等は対象としない。

- (ア) 地方公共団体
- (イ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- (ウ)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体

(3) 事業の内容

別表に定める真に地域活性化につながる事業を対象とする。ただし、事業を行うにあたって不適当、不適切と認められるものについては、対象外として取り扱うものとする。例示をすれば次のような内容のものである。

- (ア) 温泉試掘
- (イ) 介護保険等の公的な制度で事業の運営費が賄われるもの等

4 事業採択

(1) 本事業を希望する者(以下「事業要望者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を事業の主たる実施場所を管轄する振興局長に提出するものとする。また、地域創生枠において予定事業が別表に定める観光と地域づくりを一体として進めるツーリズムの振興につながる取り組みのうち、広域的なもの(以下「広域ツーリズム事業」という。)は、知事に提出するものとする。

ア 採択申請書(別紙1)

- イ 誓約書(別紙2)
- ウ 事業計画書(ビジネス化) (要綱第2号様式の1) 又は事業計画書(ビジネス化以外) (要綱第2号様式の2)
- (2) 知事または振興局長は、必要に応じて誓約書の記載内容を大分県警察本部長に照会するものとする。
- (3) 地域創生枠において市町村を通じて間接補助を行う場合は、市町村長が間接補助事業者に対して誓約書を提出させなければならない。
- (4) 大分県地域活力づくり総合補助金事業計画書の提出を受けた振興局長は、速やかに支援の適 否を決定し、その旨を採択通知書(別紙3)により事業要望者に通知するものとする。
- (5) 大分県地域活力づくり総合補助金事業計画書の提出を受けた振興局長は、事業の実施に向けて本庁関係課の支援が必要な場合は、支援を希望する本庁関係課名を記入し、おおいた創生推進課長にその写しを送付するものとする。
- (6) 振興局長から、その写しを受領したおおいた創生推進課長は、振興局が本庁の支援を希望する場合は、本庁関係課長へ速やかにその写しを送付するものとする。
- (7) おおいた創生推進課長から、その写しを受領した本庁関係課長は、支援を行うにあたっての 計画の修正等の助言を含め速やかに支援の可否を決定し、その内容を振興局長及びおおいた 創生推進課長へ連絡するものとする。
- (8)振興局長は、本庁の支援を希望する場合は、本庁関係課長の意見も参考に速やかに支援の適 否を決定し、その旨を採択通知書(別紙3)により事業要望者に通知するものとする。なお、 支援の適否の決定にあたって、振興局長は本庁関係課長の意見に拘束されるものではない。
- (9) 広域ツーリズム事業について、大分県地域活力づくり総合補助金事業計画書の提出を受けた 知事は、関係する振興局長にその写しを送付するとともに、速やかに支援の適否を決定し、 その旨を採択通知書(別紙3)により事業要望者に通知するとともに、その旨を関係振興局 長に通知するものとする。

- (10) 空き家ビジネス活用支援枠においては、空き家を取得又は賃貸(以下「取得等」という。) した年度と同じ年度に補助事業を実施することが原則であるが、翌年度以降の採択申請に係 る振興局長の確認を受けた場合に限り、空き家を取得等した年度の翌年度以降に本補助事業 を活用できるものとする。その場合の手続きは以下の通りとする。
 - ア 事業要望者は空き家を取得等する前に確認申請書(別紙4)を振興局長あて提出
 - イ 確認申請書の提出を受けた振興局長は内容を審査し、翌年度以降の採択申請が可能と 判断した場合は確認済書(別紙5)により事業要望者あて通知
 - ウ 事業要望者は翌年度以降採択申請を行う際、本確認済書を添えて申請
- (11) 事業採択にあたっての留意点は次のとおりである。
 - ア 他の補助事業等による執行が困難なものであること
 - イ 別表に定めるチャレンジ支援枠(1)、地域創生枠(1)、空き家ビジネス活用支援枠(1)のビジネス化については持続可能性を十分に確認すること
 - ウ 別表に定める地域創生枠(5)の災害対応や風評被害対策など緊急性が高いものについては、事業採択前におおいた創生推進課長と協議すること
 - エ 事業採択後、提出書類に虚偽の記載等があることが判明した場合は、採択を取り消すことができること
- (12) 補助率及び補助限度額の特認について

予定事業の補助金額が30,000千円を超過する場合で、別表に定める旧町村部の雇用創出など波及効果が高い持続可能な取り組みでの採択を目指すものは、補助率を補助対象経費の2/3以内かつ補助限度額50,000千円とすることができる。ただし、この場合については、別に定める大分県地域活力づくり総合補助金地域創生枠に係る特認事業取扱要領により取り扱うものとする。

5 県の助成

知事は、予算の範囲内において、上記4により採択された事業について、別に定める大分県地域 活力づくり総合補助金交付要綱により助成するものとする。

6 処分の承認

- (1)振興局長は処分の承認にあたり、地域活力づくり総合補助金等に係る財産処分承認基準(令和3年4月1日おおいた創生推進課伺定)に準拠すること。
- (2) 財産処分後の返還額算定の際、残存簿価の計算は定額法を用いること。ただし、大分県地域 活力づくり総合補助金交付要綱第5条第1項第8号に定める事項については、定率法を用い ること。

(附 則)

この実施要領は、令和5年度の予算に係る大分県地域活力づくり総合補助金から適用する。

	支援の種類		
	①チャレンジ支援枠	②地域創生枠	③空き家ビジネス活用支援枠
	次の予定事業を実施するにあた	地域の活性化につながる次の	以下を全て満たす取組であっ
対象となる事業	り、あらかじめ行われる調査研	いずれかに該当する取り組み	て、振興局長が適当と認めるも
	究や試行等		O
	(1) 地域資源の活用や地域の	(1) 地域資源の活用や地域の	(1) 空き家のビジネス活用に
	課題解決につながるコミュ	課題解決につながるコミ	係る施設・設備整備の取組
	ニティビジネス及び一次産	ュニティビジネス及び一	(2)事業完了の日から概ね1
	業の振興につながるビジネ	次産業の振興に資するビ	年以内に収益を伴う事業が
	ス展開	ジネス展開	開始することが見込まれる
	(2) I Tやバイオテクノロジ	(2)農業、林業、水産業、商	₺ の
	ー等の先端技術革新	業、工業等産業の振興につ	
	(3) 地域の課題解決やコミュ	ながる取り組み	
	ニティの醸成	(3) 地域間交流、人材育成、	
	(4) その他、チャレンジ精神	文化振興、イベント開催等	
	を持って行われる事業で、	地域の活性化につながる	
	振興局長が認めるもの	取り組み	
		(4)観光と地域づくりを一体	
		として進めるツーリズム	
		の振興につながる取り組	
		み	
		(5) 災害対応や風評被害対策	
		など緊急性が高いもの	
		(6)その他、特に住民福祉の	
		向上や地域活性化につな	
		がると振興局長が認める	
		取り組み	
補助率及び補助限度額の特認事業			
		旧町村部の雇用創出など波	
		及効果が高い持続可能な取り	
		組み	
		または、補助対象事業(5)	
		災害対応や風評被害対策など	
		緊急性が高いもののうち、知事	
		が特に必要と認めたもの	
尹業			
	\bigvee		\bigvee